

## げんせん投信

追加型投信／国内／株式



本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社[ファンドの運用の指図を行います]

**ニッセイアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第369号

受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行います]

**三菱UFJ信託銀行株式会社**

お問合せ **ニッセイアセットマネジメント株式会社**

コールセンター **0120-762-506**

(午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます)

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

## ●委託会社の情報 (2017年2月末現在)

委託会社名 ニッセイアセットマネジメント株式会社	資本金 100億円
設立年月日 1995年4月4日	運用する 投資信託財産の 合計純資産総額 6兆3,472億円

## ●商品分類等

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	年1回	日本	ファミリー ファンド

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会ホームページ <http://www.toushin.or.jp/>にてご確認ください。

- 本書により行う「げんせん投信」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2017年5月17日に関東財務局長に提出しており、2017年6月2日にその届出の効力が生じております。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者(既にファンドをお持ちの投資者)の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せや、資料のご請求などを委託会社のコールセンターで承っております。
- 基準価額(便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます)については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊(ファンド掲載名:げんせん)および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認ください。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



# 1.ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

「ニッセイ国内株式GENSENマザーファンド」への投資を通じ、国内の金融商品取引所に上場している株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 日本企業の株式に投資します。

- 株式市場が大幅に下落する可能性が高いと判断する場合には、株式の実質組入比率を引下げることがあります。
- 株式の実質組入比率調整のために、株価指数先物取引等を活用します。

### 2 長期的な観点から、収益力向上により株価上昇が期待される銘柄に“厳選”して投資します。

### 3 財務データとして確認できる情報だけでなく、企業の競争力の“源泉”である経営力・組織力などの「目に見えない資産」を重視して銘柄選定を行います。

#### 企業の競争力の“源泉”と“結果”

財務データとして確認できる情報の例  
(企業の競争力がもたらす“結果”)



売上高



配当



利益



金融資産  
物的資産

「目に見えない資産」の例  
(企業の競争力の“源泉”)



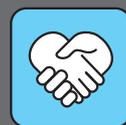
経営層の  
リーダーシップ



プロとして  
成長できる環境



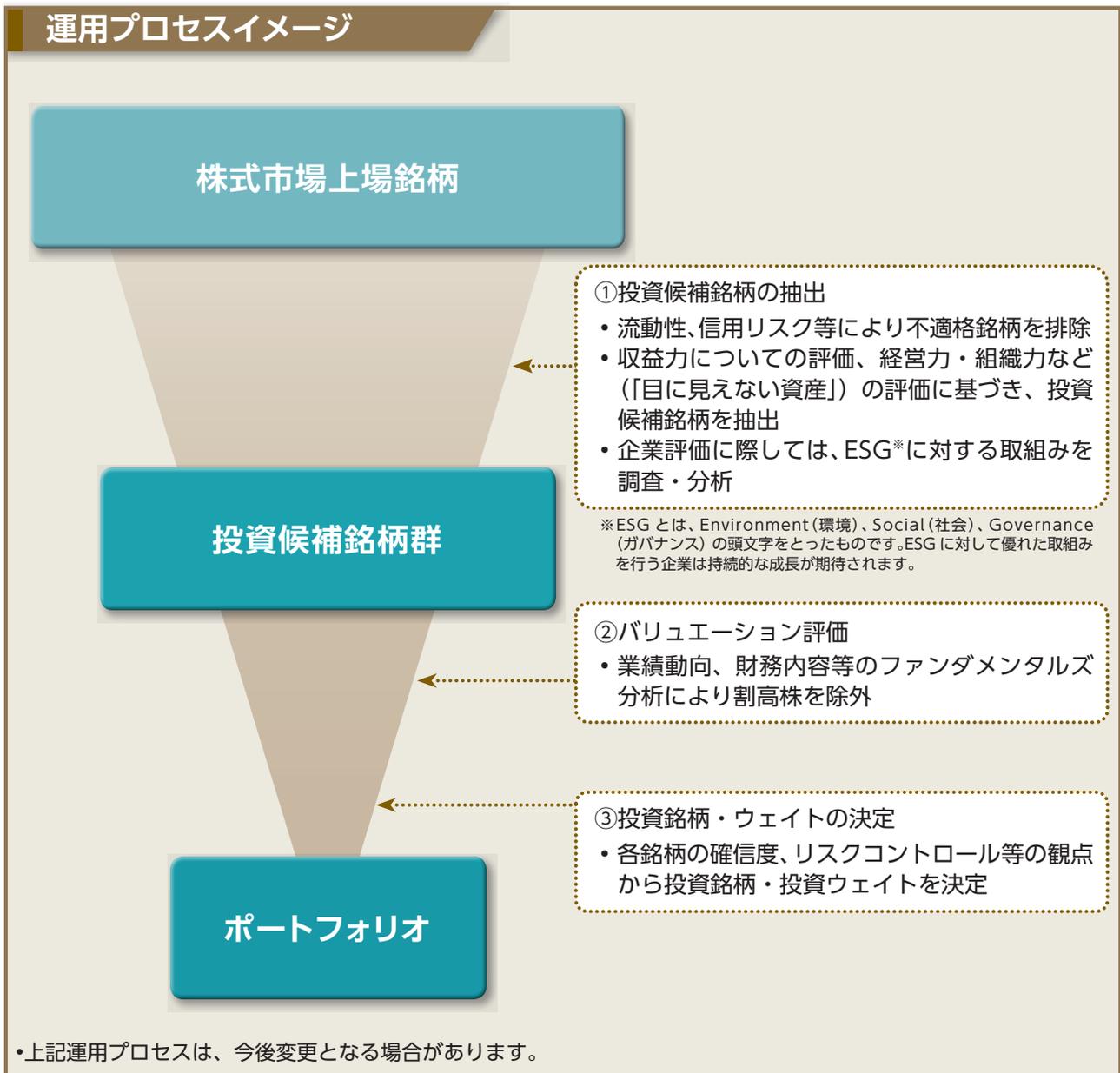
組織としての  
一体感



顧客からの  
支持

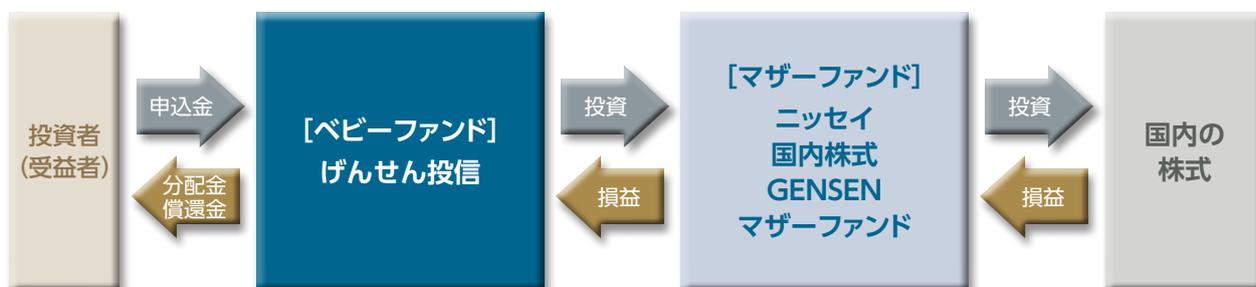
財務データだけではなく、

競争力の“源泉”に着目！



## ●ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



❗ マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にもない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

## ●主な投資制限

株 式	株式への実質投資割合には、制限を設けません。
同 一 銘 柄 の 株 式	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
投 資 信 託 証 券	投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券等を除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への投資は行いません。

## ●収益分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

❗ 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。



## 2.投資リスク

### 基準価額の変動要因

- ファンド(マザーファンドを含みます)は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

#### ●主な変動要因

株式投資リスク	株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。
流動性リスク	市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 株式市場が大幅に下落する可能性が高いと判断する場合、基準価額の下落リスクの軽減のため、ファンドは株式の実質組入比率を引下げることがあります。このため、以下の事項にご留意ください。
  - ・市場が予期しない値動きをした場合等には、実質組入比率の引下げが効果的に機能しない可能性があります、その際には基準価額の下落リスクを軽減できない場合、あるいは株式市場の上昇に追随できない場合があります。
  - ・実質組入比率の引下げでは主に株価指数先物取引を利用しますが、ファンドの組入株式と株価指数先物の価格変動率は一致するものではありません。このため、株式の実質組入比率を引下げるとともに株価指数先物を売建てしている際には、組入株式と株価指数先物の値動きの差がファンドの収益の源泉となる場合がある一方、損失となりファンドの資産価値が減少する要因となる場合があります。
- 分配金に関しては、以下の事項にご留意ください。
  - ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
  - ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - ・受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 設定日におけるファンドの信託財産(1百万円(受益権口数1百万口))は、委託会社の資金によるものです。また、委託会社は2017年2月末現在、ファンドの主要投資対象であるマザーファンドを他のベビーファンドを通じて実質的に100%保有しています。当該保有分は委託会社により換金されることがあります。
- ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

### リスクの管理体制

運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的に行われる会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

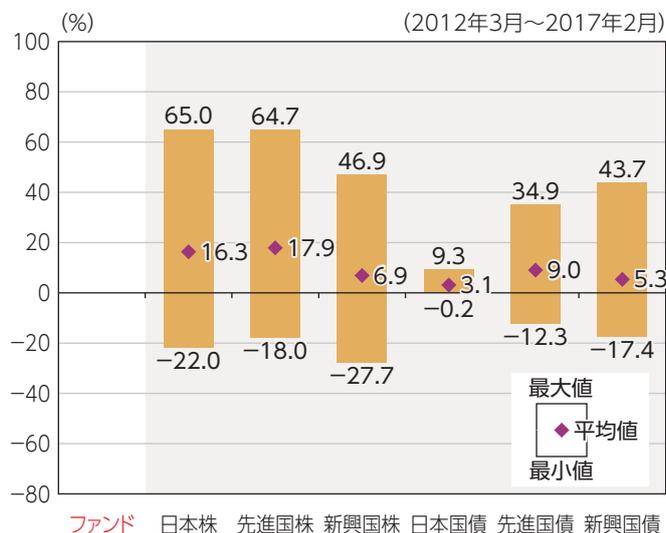
## 2.投資リスク

**(参考情報)** 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

### ①ファンドの年間騰落率および 税引前分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

### ②ファンドと代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



グラフ②は、ファンドおよび代表的な資産クラスにおいて、過去5年の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。ただし、ファンドについては2017年6月2日から運用を開始する予定のため、記載すべき事項はありません。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

**!** 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX(東証株価指数)の商標または標章に関するすべての権利は東証が有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発した債券指数で、著作権、商標権、知的財産権、その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。



## 3.運用実績

---

### ●基準価額・純資産の推移

ファンドは、2017年6月2日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

### ●分配の推移

ファンドは、2017年6月2日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

### ●主要な資産の状況

ファンドは、2017年6月2日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

### ●年間収益率の推移

ファンドは、2017年6月2日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。  
なお、ファンドにはベンチマークはありません。



## 4. 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位とします。
	購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。 ●収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
	購入代金	販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いください。
換金時	換金単位	販売会社が定める単位とします。
	換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
	購入の申込期間	2017年6月2日(金)～2018年5月28日(月) ●期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	換金制限	ありません。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金の申込みの受け付けを取消すことがあります。
決算・分配	決算日	8月31日(該当日が休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。 分配金受取コース:税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。 分配金再投資コース:税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。 ●販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。
その他	信託期間	無期限(設定日:2017年6月2日)
	繰上償還	受益権の口数が30億口を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
	信託金の限度額	2,000億円とします。
	公 告	電子公告により行い、委託会社のホームページ( <a href="http://www.nam.co.jp/">http://www.nam.co.jp/</a> )に掲載します。
	運用報告書	委託会社は決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社から受益者へお届けします。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用があります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

## ファンドの費用・税金

### ●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																							
購入時	<p>購入時手数料</p> <p>購入申込受付日の基準価額に<b>2.16% (税抜2.0%)</b>を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。</p> <p>●料率は変更となる場合があります。 詳しくは販売会社にお問合せください。</p> <p>▶ <b>購入時手数料</b>: 購入時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料</p>																						
換金時	<p>信託財産留保額</p> <p>ありません。</p>																						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																							
毎日	<p>ファンドの純資産総額に信託報酬率をかけた額*とし、ファンドからご負担いただきます。</p> <p>*運用管理費用(信託報酬)=保有期間中の日々の純資産総額×信託報酬率(年率)</p> <p>信託報酬率(およびその配分)は、ファンドの純資産総額に応じて定まり、以下の通りとします。</p> <p><b>信託報酬率(年率)およびその配分</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">純資産総額</th> <th rowspan="2">信託報酬率</th> <th colspan="3">配分(税抜)</th> </tr> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000億円超の部分</td> <td><b>0.7776%</b> (税抜0.720%)</td> <td>0.350%</td> <td>0.350%</td> <td>0.020%</td> </tr> <tr> <td>500億円超 1,000億円以下の部分</td> <td><b>0.8910%</b> (税抜0.825%)</td> <td>0.400%</td> <td>0.400%</td> <td rowspan="2">0.025%</td> </tr> <tr> <td>500億円以下の部分</td> <td><b>0.9990%</b> (税抜0.925%)</td> <td>0.450%</td> <td>0.450%</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;運用管理費用(信託報酬)を対価とする役務の内容&gt;</p> <p>委託会社：ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等 販売会社：購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 受託会社：ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</p>	純資産総額	信託報酬率	配分(税抜)			委託会社	販売会社	受託会社	1,000億円超の部分	<b>0.7776%</b> (税抜0.720%)	0.350%	0.350%	0.020%	500億円超 1,000億円以下の部分	<b>0.8910%</b> (税抜0.825%)	0.400%	0.400%	0.025%	500億円以下の部分	<b>0.9990%</b> (税抜0.925%)	0.450%	0.450%
純資産総額	信託報酬率			配分(税抜)																			
		委託会社	販売会社	受託会社																			
1,000億円超の部分	<b>0.7776%</b> (税抜0.720%)	0.350%	0.350%	0.020%																			
500億円超 1,000億円以下の部分	<b>0.8910%</b> (税抜0.825%)	0.400%	0.400%	0.025%																			
500億円以下の部分	<b>0.9990%</b> (税抜0.925%)	0.450%	0.450%																				
	<p>監査費用</p> <p>ファンドの純資産総額に年率0.0108% (税抜0.01%) をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。</p> <p>▶ <b>監査費用</b>: 公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用</p>																						
随時	<p>その他の費用・手数料</p> <p>組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。</p> <p>▶ <b>売買委託手数料</b>: 有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料 ▶ <b>信託事務の諸費用</b>: 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 ▶ <b>借入金の利息</b>: 受託会社等から一時的に資金を借入れた場合(立替金も含む)に発生する利息</p>																						

❗ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

## 4. 手続・手数料等

●税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時		換金(解約)時および償還時	
所得税 および 地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%	所得税 および 地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益 (譲渡益)に対して20.315%

- ・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・上記は2017年2月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。